

地方独立行政法人青森県産業技術センターの第二期中期目標期間終了時における業務・組織全般の検討

地方独立行政法人青森県産業技術センター（以下「センター」という。）の第二期中期目標期間（平成26年4月1日から平成31年3月31日まで）の終了時に見込まれる業務実績に関する評価（以下「見込業務実績評価」という。）を行ったので、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第30条第1項の規定に基づき、設立団体の長である青森県知事が、センターの業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行った。

業務の継続の必要性

- センターは平成21年度に県の試験研究機関の業務を継承し、地方独立行政法人化した組織であり、県段階の公的試験研究機関として、その役割を果たしてきた。
- 第二期中期目標期間においては、県が示した中期目標に沿って、中期計画を作成し、工業、農林、水産及び食品加工の4部門ごとに11項目からなる試験・研究開発の推進事項に即して、年間約150件の研究課題に取り組み、見込業務実績評価のとおり、特筆すべき成果を上げているとともに、計画どおり業務を遂行している。
そのほとんどの試験研究課題は、これまで継続的に取り組んできた研究課題の蓄積をもとに設定されたものであり、県の産業振興施策と連動した業務であることを踏まえれば、その取組を継続することが、これまでの投資効果をさらに高め、本県の産業振興に寄与することにつながる。
- 第二期中期目標期間の終了時においては、新たな県基本計画のもと、そのアクションプログラムとして位置付けられる次期「攻めの農林水産業推進基本方針」が策定される予定であるほか、策定済みの「あおもり農工ベストミックス新産業創出構想」及び「青森ライフイノベーション戦略」等に基づき、県行政の継続性及び県民ニーズに即して、人口減少の進行や、経済のグローバル化の進展、地球温暖化等による環境変化などに伴う新たな課題に即応しながら、県段階で唯一の公設試験研究機関として、本県の産業振興の一翼を担うべく、その役割を果たしていくため、引き続き業務を継続していく必要がある。

(参考)

【試験・研究開発の推進事項】（第二期中期計画）

① 工業部門

- 医療・健康・福祉分野の産業振興に向けた素材や技術の試験・研究開発
- 低炭素型ものづくり産業及び循環型社会を支える素材や技術の試験・研究開発
- 本県伝統技術の興隆と新分野進出に向けた素材や技術の試験・研究開発

② 農林部門

- 競争力の高い優良な品種及び種畜の試験・研究開発

- ・競争力のある低コスト・省力技術や高品質な農林畜産物の生産技術の試験・研究開発
- ・環境負荷に配慮した安全・安心な農林畜産物の生産管理技術と環境の変動に対応した技術の試験・研究開発

③ 水産部門

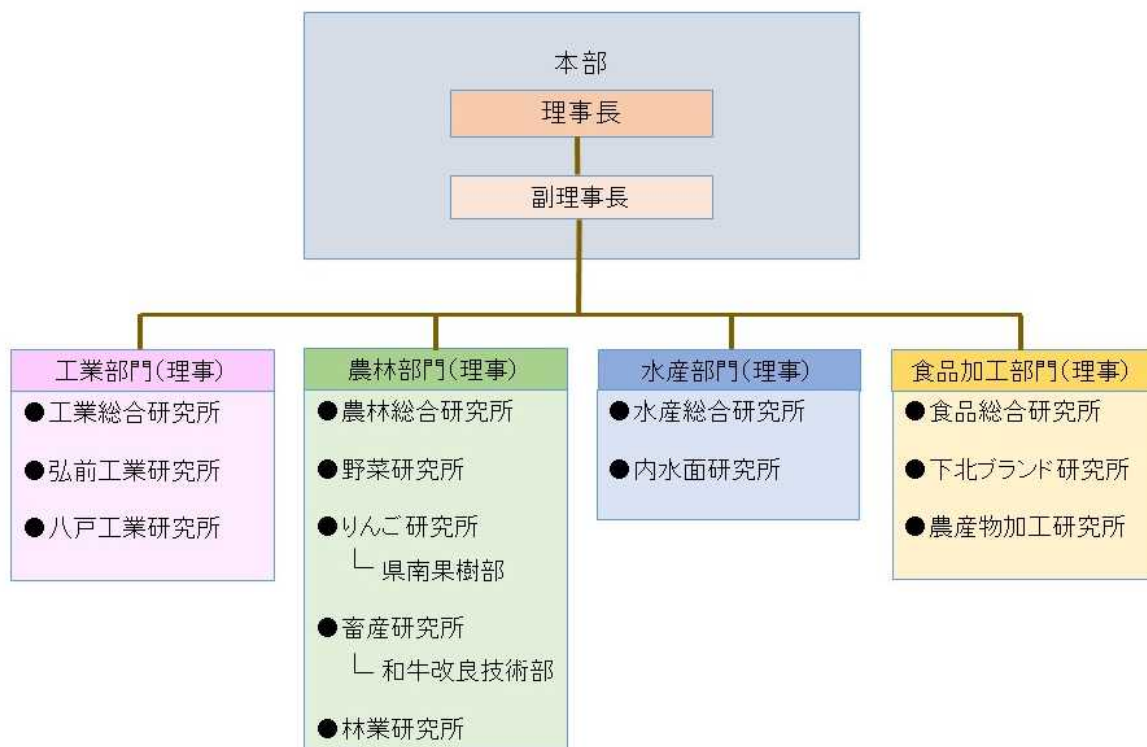
- ・つくり育てる漁業及び内水面増養殖の推進に関する技術の試験・研究開発
- ・水産資源の評価・変動予測及び管理技術の試験・研究開発
- ・海洋・漁場環境モニタリングの実施と効率的漁業生産技術の試験・研究開発

④ 食品加工部門

- ・多様化する要望に対応した加工技術や食品の試験・研究開発
- ・生産事業者の商品開発への支援に向けた試験・研究開発

組織の存続の必要性

- ・工業、農林、水産及び食品加工の4部門をセンターの本部が統括する現在の組織体制は、4部門間の連携を促しているほか、役員特別枠研究の設定など研究員のモチベーションを上げる工夫がなされるなど、効果的に機能している。
- ・センターは、平成21年度の地方独立行政法人化時は4部門13研究所6部であったが、組織の統廃合、集約化を進め、第二期中期目標期間終了時には、4部門13研究所2部となったものであり、組織の統廃合が進み、安定した状態であり、かつ、見込業務実績評価の結果からして特段組織改編の必要性は認められず、現在の組織体制を維持した上で、研究成果を上げるよう組織管理の強化などに取り組むべきである。



組織体制図（中期目標期間終了時）

その他業務及び組織

1 業務の見直し

効率的かつ効果的な業務運営のため、P D C Aサイクルを強化し、見直しを適時適切に行う。

2 情報セキュリティ対策の強化

情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、新たに整備する情報システム等を有効活用し、セキュリティ対策を強化する。併せて、事務の電子化を進めて業務の効率化を図る。

3 人材の確保・育成

センターが質の高い成果を生み出していく基盤は人材であり、優秀な女性や若手研究者の積極的な採用・活用促進を図るとともに、課題解決のための研究開発能力の向上に加え、産業動向や施策等に関する理解を深めるための研修の実施、行政、国の研究所等との多様な形での交流促進等を通じて、職員の資質向上を図る。

4 内部統制の強化

法改正に伴う内部統制の強化に対応して、内部統制に関する規程の整備と職員への周知を含むリスク管理の徹底、コンプライアンス意識の向上のための取組を推進する。

5 施設・設備の整備

センターの施設・設備については、老朽化が進んでおり、引き続き、計画的な整備を実施する。

【第二期中期目標期間の検討結果】

センターの業務の継続及び組織の存続が必要であるとともに、業務運営についても、総じて適切かつ妥当であり、法に規定する「所要の措置」を講ずる必要はないものと判断される。